

第2章

しっかり学ぼう！

保健師助産師看護師法

（昭和23年法律第203号） 1948年



看護師さん
頼りにしてますね



A 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号） P22

1. 目的（第1条）

- ・保健師、助産師及び看護師の（ ）を向上し、
もって（ ）の普及向上を図る。
その（ ）と（ ）を規定。

2. 定義 P23

- ・**保健師**とは（ ）の免許を受けて、
保健師の名称を用いて、（ ）に
従事することを業とする者をいう。（第2条）



・助産師とは（ ）の免許を受けて、助産または（ ）、もしくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。（第3条）



・看護師とは（ ）の免許を受けて、傷病者若しくは（ ）に対する療養上の世話または（ ）を行うことを業とする者をいう。

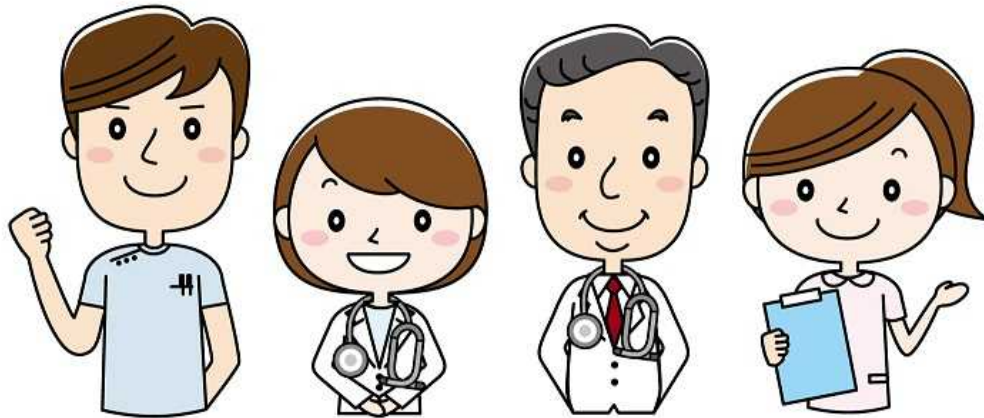
（第5条）行為概念

看護師などの免許は法律で規制しなければならないほど重要である。



・ **准看護師**とは（ ）の免許を受けて、医師、歯科医師または（ ）の指示を受けて、傷病者若しくは（ ）に対する療養上の世話または（ ）を行うことを業とする者をいう。

(第6条)



4. 免許

P26

- ・ 免許の申請→（ ）に該当しないことの確認→（ ）業務可能→免許付与

免許の要件

- ・ 積極的要件（積極的に取得が必要な要件）
- ・ 消極的要件（程度により取得できないことのある要件・ ）

保健師助産師看護師法の第9条に該当する者

相対的欠格事由

P26

- ①（ ）以上の刑に処せられた者
- ②各業務に関し（ ）または（ ）の行為があった者
- ③心身の障害により業務を適正に行うことができない者
（視覚・聴覚・音声機能もしくは言語機能又は精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知・判断・意思疎通を適切に行うことができない者）
- ④（ ・ ）の中毒者

籍の登録・免許などの規定

P27～28

- ・ 籍を登録し、業務は籍に登録された日から行うことができる。
登録されたときは免許証が交付される。
- ・ 免許の申請、👉保健師、助産師、看護師は住所地の都道府県知事を
経由して（ ）へ、准看護師は住所地の（ ）に
申請しなければならない。
- ・ 籍の登録事項の訂正（施行令）は（ ）以内に申請しなければならない。業務に従事している者は就業地の都道府県知事を經由する
- ・ 忘失、損傷の時の免許証の再（ ）（施行令）
- ・ 免許の取消・3年以内の業務の停止・戒告👉5日以内に免許証を返納
👉保健師等再教育研修👉再（ ）
医道審議会（厚労大臣）准看護師試験委員（都道府県知事）

・登録の抹消と免許証の返納

P29

①死亡・失踪の宣告 🖐️ (日) 以内に登録の抹消

②自主的に登録の抹消 🖐️ 申請書を提出、免許証を返納

5. 試験

6. 学校・養成所

7. 業務 P32

() 独占 保健師・助産師・看護師・准看護師

(H18『保助看法』の改正で追加、H19.4.1～施行)

＊資格がなければその名称を名のれない

() 独占 助産師・看護師・准看護師

＊資格がなければその業務を行えず、その業務を行うと
刑罰の対象となる

表2-2 看護師の業務独占の例外 P34

8. 研修 P34

- ・免許を受けたあとも（ ）研修を受ける（ ）義務がある
- ・特定行為（第37条の2）は（ ）に含まれる行為である 表2-3
- ・（ ）が指定する研修期間で特定行為研修を受ける
- ・手順書は（ ）が作成する

9. 義務 P36

- ・業務に従事する者の届け出義務
（業務従事者届）第33条
（ ）年ごとの年の12月31日現在の業務内容を翌年1月15日までに
（ ）の（ ）に届出
- ・業務範囲を守る義務

〔1〕独自の判断で行える業務

[2] 主治の医師・歯科医師の指示がなければ行えない業務 P36

「看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除き、（ ）を使用し、（ ）を授与し、（ ）について指示をし、その他医師または 歯科医師が行うのでなければ衛生上に危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、（ ）の**手当**、助産師の助産に当然不随する行為（ ）をする場合は、この限りでない。」

[3] 医師、歯科医師の指示があっても行えない業務（絶対的医行為） （ ）など

P37

保健師の義務

主治医の指示に従う義務

保健所長の指示に従う義務

※主治医の指示（患者の特性） > 保健所長の指示（一般的）



- ・ 助産師の義務 P37～38

異常の場合の処置禁止

応招義務

証明文書に関する義務

(出生証明書・死産証書・死胎児検案書)

刑事上の協力義務 (妊娠4か月以上の死産児を検案して

異常があると認めたときは、24時間以内に警察署に届け出る)

助産録に関する義務 (5年間保存)

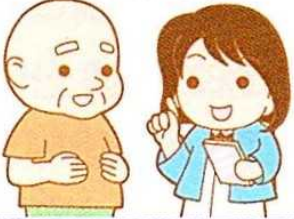
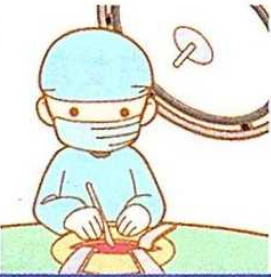
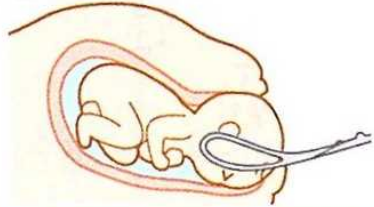
- ・ 業務上の秘密を守る義務 (守秘義務) 親告罪 P38

保健師・看護師・准看護師 (保健師助産師看護師法・42条の2)

助産師・医師 (刑法・秘密漏示罪・134条)



保健師・助産師・看護師の業務範囲

	保健師	看護師・准看護師	助産師
業務範囲	保健指導 →健康の維持増進や疾病治療のための指導・援助 	- 療養上の世話 - 診療の補助 	- 正常な場合の助産 - 妊産婦等の保健指導 
医師・歯科医師の指示の下で行える業務	診療の補助の範囲に含まれる、比較的侵襲性が低い医行為と特定行為 例：採血、点滴、静脈注射*   保健師・助産師は看護師でもあるため、看護師の業務である療養上の世話や診療の補助も行うことができます。 		
医師・歯科医師の指示があっても行えない業務	診療の補助の範囲を超える、医師・歯科医師が自ら行わねば危険な医行為 例：麻酔、手術、処方箋の交付、放射線の照射   		

*看護師等による静脈注射の実施は「診療の補助行為の範囲に含まれる」と解釈された(2002年厚生労働省医政局長通知)。

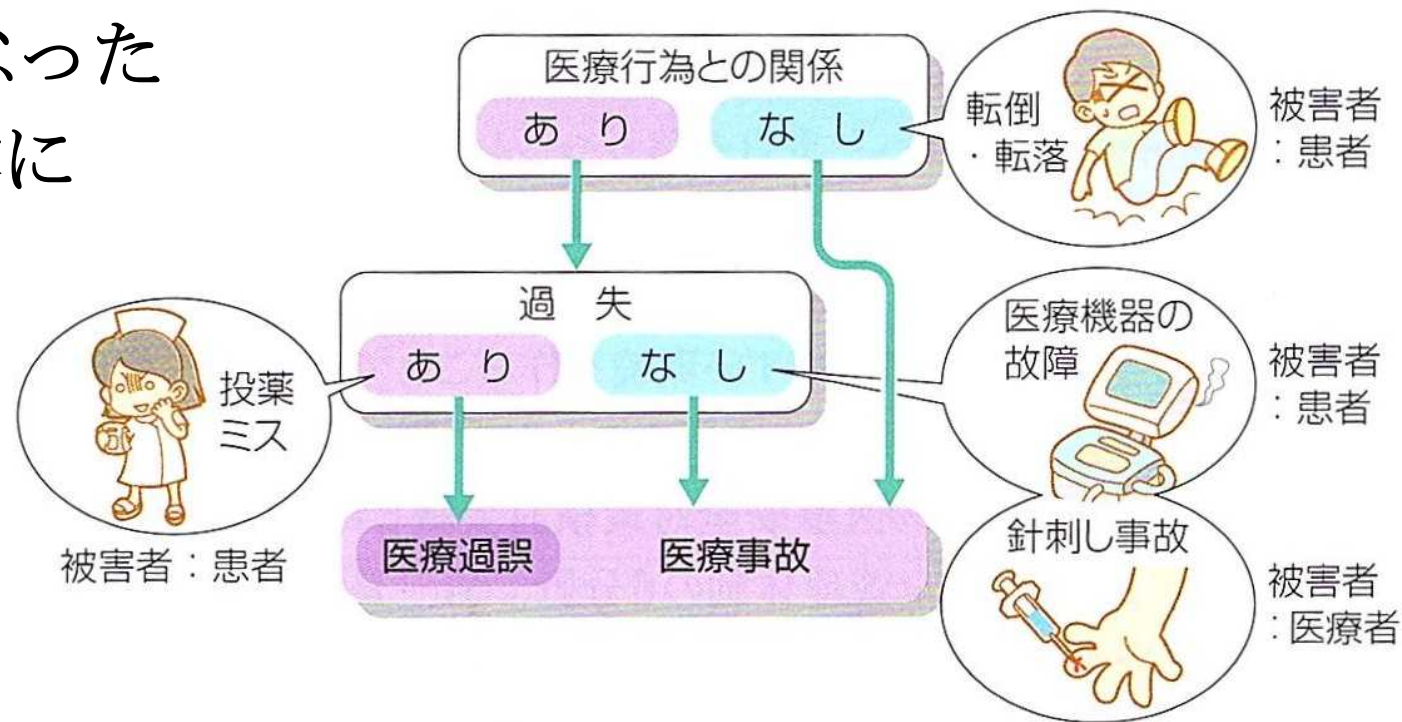
10. 医療事故：医療従事者の過失の有無に

P39～42

かかわらず、医療の全過程において発生する
すべての人身事故

医療過誤：医療従事者が当然払うべき
業務上の注意義務を怠った
ことで患者の生命身体に
被害を与えたもの

- ・ **法的責任**を
問われる



インシデント(ヒヤリ・ハット)

医療行為の過失はあったが、結果として事故には至らなかったもの

アクシデント(医療事故):事故に至ってしまったもの



医療過誤

P39~42



- **民事上の責任**：患者やその家族に対する（ ）の責任（**民法**）
- **刑事上の責任**：業務上必要な（ ）を怠ったために患者を死に至らしめ、または患者に障害を与えた場合
➡懲役、禁錮、罰金（**刑法**）
- **行政上の責任**：刑事事件や社会的影響の大きな事件に関係した場合➡（ ）の取り消し、（ ）などの行政処分（**保助看法など**）

11. 罰則

P42

- ・保健師助産師看護師法による処分（表2-4）

免許の取り消し

業務の一時停止または戒告

懲役

罰金の処分（相対的欠格事由）

- ・違反行為に対する刑罰

法律は、その目的を実現するために、違反した者に対しては刑罰を与えることによって実効性を担保している。

12. 沿革 (図2-2)

S23 国家資格となる

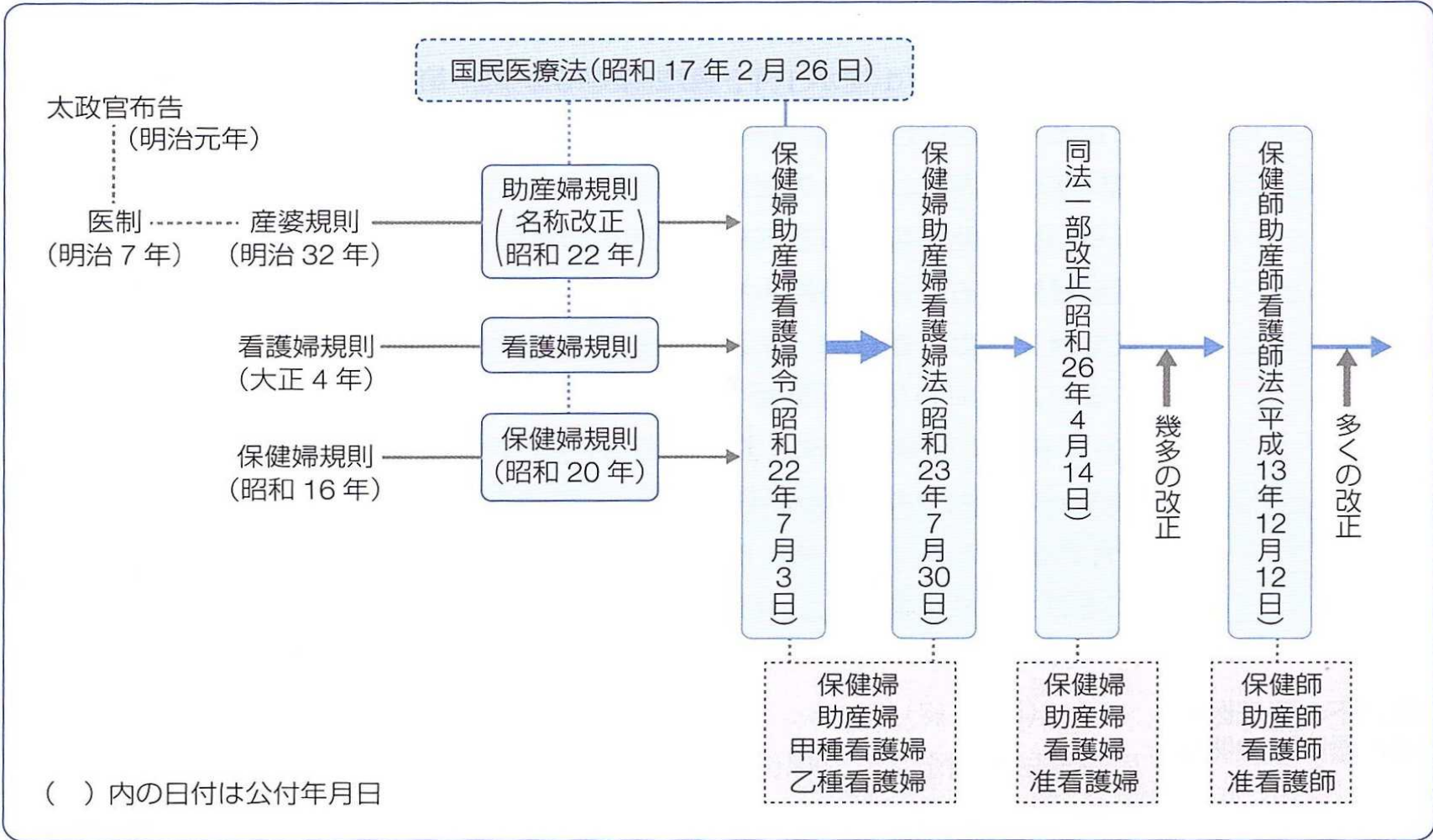
P46

P49

表2-8

2001 (平成13)

2007 (平成19)



B 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号） P48

1. 目的（第1条）

・看護師等の確保を促進するための措置に関する基本指針を定め、
看護師等の（ ）、（ ）の改善、（ ）の向上、（ ）の
促進などをはかる措置を講ずることにより、高度な専門知識と技能を
有する看護師等を確保し、国民の保健医療の向上に資すること。

2. 定義

P50

看護師等：

病院等：

病院等の開設者等：

3. 看護師等の人材確保の促進

- ・就業動向調査・養成、処遇の改善・研修等による資質の向上・就業促進
- ・看護師等の確保の促進
 - 公共職業安定所、看護師等就業協力員、看護師等確保推進員

4. ナースセンターと離職届

P51

- 都道府県ナースセンターの業務
（ ）が指定
各都道府県看護協会
- 中央ナースセンター
（ ）が指定
日本看護協会
- 看護師等の（ ）紹介事業
- （ ）看護師等の届出努力義務
- 守秘義務

